

京都市上下水道局告示第14号

地方公営企業法第33条の2の規定により水道料金及び下水道使用料の徴収事務の一部を委託することとしましたので、同法施行令第26条の4第1項の規定に基づき告示します。

平成18年7月24日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 吉村 憲次

1 委託の相手

京都市右京区梅津萩原町16番地

財団法人京都市水道サービス協会

2 委託の範囲

(1) 水道メーターの点検事務

(2) その他水道メーター点検事務に付随する業務

3 委託する地域

上京区

須浜池町，山里町，下山里町，高台院堅町，亀木町，菱丸町，長谷町，山王町，西中筋町，新白水丸町の一部，多門町の一部，須浜町，高台院町，新柳馬場頭町，信濃町，愛染寺町，西富仲町，亀屋町

京都御苑

上之町，南町，真町，袋町，俵屋町，駒之町，上生洲町，出水町，伊勢屋町，東土御門町，高島町，新烏丸頭町，信富町，錦砂町，東桜町，宮垣町，松蔭町，中之町，榎屋町，亀屋町，荒神町

中京区

饅頭屋町の一部，七観音町，手洗水町，筭町，烏帽子屋町，鯉山町，山伏山町，菊

水鉾町，了頓凶子町，観音堂町，三条町，六角町，百足屋町，小結棚町，炭之座町，御倉町，衣棚町，釜座町，骨屋町，玉蔵町の一部，西六角町，橋弁慶町，姥柳町，不動町，占出山町，天神山町，西錦小路町

梅之木町の一部，鍋屋町の一部，石屋町の一部，裏寺町，桜之町，松ヶ枝町，中筋町，東側町，中之町の一部，石橋町

西ノ京下合町の一部，壬生東大竹町の一部，壬生西大竹町の一部

西ノ京御輿岡町，西ノ京伯楽町，西ノ京馬代町，西ノ京中保町，西ノ京大炊御門町，西ノ京円町の一部，西ノ京南円町の一部，西ノ京中御門西町の一部，西ノ京藤ノ木町，西ノ京壺ノ内町，西ノ京月輪町，西ノ京島ノ内町，西ノ京三条坊町，西ノ京春日町，西ノ京小堀池町の一部，西ノ京桑原町，西ノ京北円町の一部，西ノ京西円町，西ノ京南大炊御門町

壬生坊城町の一部

壬生森町の一部，壬生中川町の一部

壬生東淵田町の一部，壬生淵田町の一部

壬生森前町の一部，壬生下溝町の一部

#### 4 委託の期間

平成18年7月24日から平成19年3月31日まで

(上下水道局総務部営業課)